

経済産業省

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と

収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～



経済産業省HP

経済産業省では、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、金融庁・財務省とも連携の上、「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。今後は、本パッケージに基づき、中小企業の活性化に向けた施策が展開されます。

そこで本稿では、「中小企業活性化パッケージ」の概要をご紹介します。詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。

中小企業活性化パッケージの考え方

- 日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める**中小企業は成長と分配の好循環のエンジン**。
- 足下では、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて**中小企業の事業継続を強力に支援**するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施(*)。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開する**。

(*)政府においても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%(2021年12月末)

1. コロナ資金繰り支援の継続

今後の資金需要への対応

(1) セーフティネット保証4号の期限延長

- 経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証(最大2.8億円、80%保証)に上乗せした別枠保証(最大2.8億円、100%保証)の対象とするセーフティネット保証4号の期限を延長(3月1日→6月1日まで)。

(2) 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資(*)を、融資期間を15年から20年に延長した上で期限を6月末まで延長。

(*)商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン

(3) 新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン(日本政策金融公庫)の継続

- 事業の成長・継続等を支援するため、民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン(最大20年元本据置、上限額10億)を今年度末まで継続。

(4) 納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

- 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度(延滞税や延滞金を0.9%に軽減)の柔軟な運用(原則担保不要、口頭での事情説明も可など)を継続。

2. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

① 収益力改善フェーズ

(1) 認定経営革新等支援機関の伴走支援の強化

- 認定経営革新等支援機関による収益力改善に向けた計画策定支援に加え、計画実行までの伴走支援(フォローアップや助言等)を強化。また、会社と経営者の資産の区分など、経営者保証の解除に向けた取組みも支援。

(2) 協議会による収益力改善支援の強化

- 中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)がコロナ禍で緊急的に実施している特例リスクジュール支援について、ポストコロナを見据えて収益力改善支援にシフト。

② 事業再生フェーズ

(1) 中小企業再生ファンドの拡充

- 中小企業再生ファンドは、債務超過に陥った企業の既往債務の買取、ハンズオン支援等の再生支援を実施するため、地域金融機関等とともに(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)が出資して組成されるファンド。
- コロナ禍で行った中小機構の最大出資比率の引き上げ(50%→80%)に加え、補正予算(300億円)も活用し、コロナの影響が大きい業種(宿泊、飲食等)を重点支援するファンドの組成やファンド空白地域の解消を促進。

(2) 再生事業者の収益力改善支援の拡充

- 事業再生に取り組む事業者の収益力改善を促すため、事業再構築補助金において、通常枠よりも補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」(補助率3/4(中堅2/3))を創設(再生事業者の加点措置も実施)。
- ものづくり補助金においても、再生事業者の①補助率引き上げ(2/3)、②審査時の加点を措置。

(3) 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用(経営者退任原則・債務超過解消年数要件等を緩和)

- 増大する債務に苦しむ中小企業の円滑な事業再生等を支援するため、関係者間の共通認識を醸成し、一体となって取組みを進めるべく、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を策定。
- 民間による事業再生の支援を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく私的整理を支援する制度を創設。

③ 再チャレンジフェーズ

(1) 個人破産回避に向けたルールの明確化

- 中小企業の廃業時における経営者の個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化。

(2) 再チャレンジ支援の拡充

- 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大。また、中小機構において、廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開。
- 日本政策金融公庫の融資において、創業に再挑戦する方への支援措置(廃業歴等のある方が新たに事業を始める場合等の設備資金、運転資金)を拡充(運転資金の返済期間を「7年以内」から「15年以内」へと延長)。

上記の①収益力改善、②事業再生、③再チャレンジを一元的に支援する体制を構築するため、全国47都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会を関連機関(経営改善支援センター)と統合し、「中小企業活性化協議会」を設置。コロナ禍で実施してきた増員体制(280名→380名)を継続するとともに、地域金融機関から100名規模のトレーニーも受け入れ、地域の支援専門家の育成も実施。